

広 産 商 第 1 9 6 号

令 和 7 年 3 月 2 1 日

株式会社ザグザグ

代表取締役 森 信 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和6年8月5日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
(仮称) ザグザグ可部南店
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市安佐北区可部南二丁目233番1ほか

広 産 商 第 1 9 7 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

株式会社ザグザグ
代表取締役 森 信 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和6年8月5日付けで、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「（仮称）ザグザグ可部南店」について、本市は令和7年3月21日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 開店後の駐車場内及び駐車場出入口付近の右折出入庫車両の状況を確認し、必要に応じて適切な対応をすること。
- 2 駐車場出入口が通学路に面するため、小学生等の歩行者の安全確保について、開店後も継続的に状況を確認し、必要に応じて注意喚起の看板設置等の対策をすること。
- 3 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 4 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。